

# 秋田県公報

目次	ページ
告示	
結核予防法による医療機関の指定(七三三・大館保健所).....	1
農地保有合理化事業規程の変更の承認(七三三・農林政策課).....	1
公共測量終了の通知(七三四・建設管理課).....	1
電線共同溝を整備すべき道路の指定(七三五・道路課).....	1
証紙売りさばき人の指定(七三六・会計課).....	2
人事委員会規則	
人事委員会規則七 三(管理職手当)の一部を改正する規則.....	2
人事委員会規則一 〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則.....	3

## 告 示

秋田県告示第七百三十二号  
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十七年八月三十日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
梅内小児科クリニク	秋田県大館市字観音堂四百二十九番地七	平成十七年九月一日

秋田県告示第七百三十三号  
 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定に基づき、公告する。  
 平成十七年八月三十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 農地保有合理化事業規程の変更を行う者  
あきた北央農業協同組合
- 二 農地保有合理化事業の種類  
農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号から第四号に掲げる事業
- 三 変更内容  
市町村合併に伴う事業実施区域の名称変更
- 四 農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の一部改正に伴う字句の変更  
農地保有合理化事業規程の変更を承認した日 平成十七年七月二十五日

秋田県告示第七百三十四号

平成十七年秋田県告示第五百二十九号の公共測量について、平成十七年七月五日終了した旨国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所長から通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。  
 平成十七年八月三十日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第七百三十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき、公示する。  
 平成十七年八月三十日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
主要地方道	秋田天王線	秋田市高陽幸町八番四から秋田市高陽幸町十四番三十三までの上り線

主要地方道	秋田天王線	秋田市山王二丁目百八十六番から秋田市高陽幸町二百七十四番三までの下り線 秋田市山王二丁目百八十六番から秋田市高陽幸町二百七十四番三までの上り線
主要地方道	秋田天王線	秋田市山王五丁目百三十八番から秋田市山王三丁目二十七番までの下り線 秋田市山王五丁目百三十八番から秋田市山王三丁目二十七番までの上り線
主要地方道	秋田岩見船岡線	秋田市大町六丁目三百七十七番一から秋田市旭北錦町三百八十六番一までの上り線 秋田市大町六丁目三百七十七番一から秋田市旭北錦町三百八十六番一までの下り線
一般県道	土崎停車場線	秋田市土崎港中央六丁目三百七十五番六から秋田市土崎港中央三丁目百五十四番一までの上り線 秋田市土崎港中央六丁目三百七十五番六から秋田市土崎港中央三丁目百五十四番一までの下り線
一般県道	土崎停車場線	秋田市土崎港中央三丁目十一番二十七から秋田市土崎港中央三丁目十二番二十六までの上り線 秋田市土崎港中央三丁目十一番二十七から秋田市土崎港中央三丁目十二番二十六までの下り線
一般県道	土崎停車場線	仙北郡角館町横町十六番三地先から仙北郡角館町

一般県道	日三市角館線	横町六十七番一地先までの上り線 仙北郡角館町横町十六番三地先から仙北郡角館町横町六十七番一地先までの下り線
------	--------	--

秋田県告示第七百三十六号  
秋田県証紙条例(昭和三十九年秋田県条例第三十五号)第六条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十七年八月三十日

秋田県知事 寺田 典城

売りさばき人の事務所の所在地及び名称	売りさばき場所	指定年月日
北秋田市鷹巣字下家一番地 鷹巣地区交通安全協会	北秋田市鷹巣字下家一番地	平成十七年八月二十二日

人事委員会規則

人事委員会規則七 三(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十七年八月三十日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 三(管理職手当)の一部を改正する規則  
規則七 三(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表知事部局本庁の項中 「報道監」 を 「報道監」 に改め、同表警察角館警察署の項中、「角館警察署」を「仙北警察署」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表警察角館警察署の項の改正規定は、平成十七年九月二十日から施行する。

2 この規則による改正後の規則七 三(管理職手当)別表知事部局本庁の項の規定

は、平成十七年八月二十二日から適用する。

人事委員会規則一一〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年八月三十日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一一〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則

規則一一〇(管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局(本庁)の項中「報道監 防災監」を「報道監 防災監  
IT改革推進監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)876600  
FAX(0863)000505  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄